

砺波市告示第100号

砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成実施要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

砺波市長 夏野 修

砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり親家庭に対し、子育てサポート事業の利用料を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実とともに児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のいない女子及び同条第2項に規定する配偶者のいない男子並びに父母のいない児童を養育している家庭等
- (2) 子育てサポート事業 放課後児童クラブ事業及びファミリー・サポート・センター事業
- (3) 放課後児童クラブ事業 砺波市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成16年砺波市告示第34号）に基づき実施する事業
- (4) ファミリー・サポート・センター事業 砺波市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成18年砺波市告示第55号）に基づき実施する事業
- (5) 利用料 第2号の事業を利用した際に利用者が負担する料金（保険料・おやつ代等実費負担分は除く。）

(助成対象者)

第3条 利用料の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による認定を受け、児童扶養手当を受けている者（全部支給停止の者を除く。）

(助成金の額)

第4条 利用料の助成金（以下「助成金」という。）の額は、助成対象者が利用料として負担した額とする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条第3号の事業にあつては砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業(放課後児童クラブ)利用料助成金交付申請(請求)書(様式第1号)に、同条第4号の事業にあつては砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業(ファミリー・サポート・センター)利用料助成金交付申請(請求)書(様式第2号)に、それぞれ次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出するものとする。

(1) 児童扶養手当証書又は受給者を証明する書類の写し

(2) 利用料の領収書又は利用の明細と納付状況がわかる書類の写し

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、利用料の納入状況を確認した上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するとともに、その旨を砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき又は偽りその他不正の方法により助成金を受けたときは、当該助成金の交付決定を取り消し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。